

豊中市成年後見等審判請求申立実施要綱

(目的)

第1条 この要綱は、民法（明治29年法律第89号）で定める成年後見制度において、判断能力が不十分な認知症高齢者、知的障害者及び精神障害者の保護及び支援を図るため、家庭裁判所に対して行う市長申立てについて必要な事項を定めることを目的とする。

(審判の申立て)

第2条 市長は、老人福祉法（昭和38年法律第133号）第32条、知的障害者福祉法（昭和35年法律第37号）第28条及び精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）第51条の11の2の規定に基づき、当該各規定に定める者について、その福祉を図るため特に必要があると認めるときは、第4条に規定する審判の請求申立て（以下「申立て」という。）を行うものとする。

(対象者)

第3条 この申立ての対象者（以下「対象者」という。）は、判断能力が不十分な認知症高齢者、知的障害者及び精神障害者であって、二親等内の親族がないもの又はこれらの親族があっても音信不通等の状況にあるものとする。ただし、三親等又は四親等の親族であって申立てを行う者の存在が明らかであるときは、この限りでない。

(申立ての種類)

第4条 申立ての種類は、次のとおりとする。

- (1) 後見開始の審判（民法第7条）
- (2) 保佐開始の審判（民法第11条）
- (3) 保佐人の同意権の範囲を拡張する審判（民法第13条第2項）
- (4) 補助開始の審判（民法第15条第1項）
- (5) 補助人に同意権を付与する審判（民法第17条第1項）
- (6) 保佐人に代理権を付与する審判（民法第876条の4第1項）
- (7) 補助人に代理権を付与する審判（民法第876条の9第1項）

(申立ての費用)

第5条 申立てに要する費用（以下「費用」という。）は、対象者の負担とする。

2 費用は、家事審判法（昭和22年法律第152号）第7条及び非訟事件手続法（明治31年法律第14号）第26条の規定に基づき、市があらかじめ支出し、当該申立て後、審判により選任された対象者の後見人、保佐人又は補助人に費用を請求するものとする。

3 前2項の規定にかかわらず、市長が特別な事情があると認める場合は、費用の全部又は一部を市において負担することができる。

(審査会等)

第6条 市長は、申立ての可否及び申立ての種類等を検討するため、豊中市成年後見等審判請求申立審査会（以下「審査会」という。）を設置する。

2 審査会に関する事務については、福祉部地域共生課において行う。ただし、申立てに係る事務は、対象者を所管する課において行う。

(その他)

第7条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成13年6月1日から実施する。

附 則

この要綱は、平成15年4月1日から実施する。

附 則

この要綱は、平成18年4月1日から実施する。

附 則

この要綱は、平成21年7月1日から実施する。

附 則

この要綱は、平成23年4月1日から実施する。

附 則

この要綱は、平成24年4月1日から実施する。

附 則

この要綱は、平成27年4月1日から実施する。

附 則

この要綱は、平成31年4月1日から実施する。